#### 許認可等の審査基準

整	理	番	号	1	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許認	8 可等	多の利	重類	行為の制限に対する	認可	
根拠	法令	(条例	(等)	鳩山町都市公園条例	(平成8年条例第10号)	)
根	拠	条	項	<ul> <li>(2) 業として写真な</li> <li>(3) 興行を行うこと</li> <li>(4) 競技会、展示会都市公園の全部又</li> <li>(5) キャンプファイ</li> <li>2 略</li> <li>3 第1項の許可を受</li> </ul>	ければならない。 事金その他これらに類っては映画等を撮影する。 会、集会その他これられては一部を独占して使用 は一部を独占して使用する。 けた者は、許可を受け 事項を記載した申請書	する行為をすること。 こと。 に類する催しのため、 すること。 ること。 た事項を変更しよう
審	查	基	準			

鳩山町都市公園条例第6条による。

(行為の制限)

#### 第6条 略

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 3 略
- 4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 町長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付する ことができる。

標 準 処 理 期 間 14日 (休日は、含まない。)

関	係	法	令	等	都市公園法(昭和31年法律第79号)
関	係	文	書	等	
審查	主基组	善設気	官年月	月日	令和6年4月1日
備				考	

# 許認可等の審査基準

整	理	番	号	2	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許認	8 可 等	争の種	重類	使用料の返還		
根拠法令(条例等)			等)	鳩山町都市公園条例(平成8年条例第10号)		
根	拠	条	項	(1) 都市公園の維持 取り消したとき。	の全部又は一部を返還 寺管理上又は公益上の の責めに帰さない理由 なったとき。	することができる。 必要によって許可を
審	査	基	準			

標準処理期間	14日(休日は、含まない。)
関係法令等	都市公園法(昭和31年法律第79号)
関係文書等	
審查基準設定年月日	年 月 日
備考	

# 許認可等の審査基準

整	理	番	号	3	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許訂	忍可等	争の利	重類	使用料の減免		
根拠法令(条例等)				鳩山町都市公園条例(平成8年条例第10号)		
根	拠	条	項	(使用料の減免) 第15条 都市公園の位 若しくは町長が特に 減額し、又は免除す	こ必要と認める場合に	
審	査	基	準			

標準処理期間	14日 (休日は、含まない。)
関係法令等	都市公園法(昭和31年法律第79号)
関係文書等	
審查基準設定年月日	年 月 日
備考	

#### 許認可等の審査基準

						1
整	理	番	号	4	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許認	忍可等	声の利	重類	行為の制限に対する	認可	
根拠	L 法令	(条例	[等]	鳩山町親水公園条例	(平成26年条例第7号)	
根	拠	条	項	<ul> <li>(2) 業として写真、</li> <li>(3) 興行を行うこと</li> <li>(4) 競技会、展示会公園の全部又は一</li> <li>2 略</li> <li>3 第1項の許可を受</li> </ul>	ればならない。 事金その他これらに類で 映画等を撮影すること 会、集会その他これらい 部を独占して利用する けた者は、許可を受け 事項を記載した申請書	する行為をすること。 と。 に類する催しのため、 っこと。 た事項を変更しよう
審	查	基	準			

鳩山町親水公園条例第3条による。

(行為の制限)

#### 第3条 略

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容等を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 3 略
- 4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 町長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付すること ができる。

標準処理期間	14日(休日は、含まない。)
関係法令等	

関係文書等	
審査基準設定年月日	令和6年4月1日
備考	

# 許認可等の審査基準

整	理	番	号	5	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許認	忍可等	節の種	重類	使用料の返還		
根拠法令(条例等)				鳩山町親水公園条例(平成26年条例第7号)		
根	拠	条	項	消したとき。	全部又は一部を返還す 理上又は公益上の必要 の責めに帰さない理由 たとき。	ることができる。 によって許可を取り
審	查	基	準			

標準処理期間	14日 (休日は、含まない。)
関係法令等	
関係文書等	
審查基準設定年月日	年 月 日
備	

# 許認可等の審査基準

整	理	番	号	6	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許言	認可等	章の種	重類	使用料の減免		
根拠	心法令	(条例	等)	鳩山町親水公園条例	(平成26年条例第7号)	
根	拠	条	項	(使用料の減免) 第9条 公園の使用 くは町長が特に必要 し、又は免除するこ	要と認める場合におい	
審	査	基	準			

標準処理期間	14日(休日は、含まない。)
関係法令等	
関係文書等	
審查基準設定年月日	年 月 日
備考	